

# CARREL 社会保険労務士事務所

## News

CARREL 社会保険労務士事務所

〒231-0004

横浜市中区元町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F

TEL :045-222-8270/FAX :045-222-8276

✉ info@carrel-yokohama.jp

http://www.carrel-yokohama.jp



### 1. 「精神疾患・うつ病」増加に伴う最近の動き

#### ◆うつ病患者は 100 万人超

うつ病の代表的な症状は、「抑うつ気分がほとんど1日中、毎日続く」「物事への興味や喜びが感じられなくなる」「不眠や睡眠過多がほとんど毎日ある」などとされていますが、このようなうつ病の患者は、ここ10年で2倍以上になり、今や100万人を超えています。そんな中、以下のような取組みが検討・実施されています。

#### ◆精神疾患を加えて「5大疾病」に

日本ではこれまで、がん、脳卒中、心臓病（急性心筋梗塞）、糖尿病を「4大疾病」と位置付け、重点的に対策に取り組んできましたが、これに精神疾患（うつ病、統合失調症、認知症など）を新たに加えて「5大疾病」とする方針を厚生労働省が決めたそうです。

うつ病をはじめとする精神疾患は年々増加しているため、国では、診療の中核を担う病院の整備や訪問診療の充実など、精神疾患に関する医療体制の強化を図っていく方針です。

#### ◆東京都によるメンタルヘルス専門サイト

自治体においても様々な取組みが行われています。例えば東京都では、今年5月に「職場のメンタルヘルス」（<http://www.kenkou-hataraku.metro.tokyo.jp/mental/>）というサイトを開設しました。

このサイトには、働く人やその家族が疲労蓄積度をチェックしたり、事業者が職場に潜むストレス要因をチェックしたりするために使えるチェックリストが掲載されており、国や東京都などが開設しているメンタルヘルスなどに関する相談窓口を探すこともできます。

#### ◆「新型うつ」増加への対応

うつ病の治療に関しては、抗うつ薬が使用されるのが一般的ですが、プライベートでは元気なのに職場ではうつ状態の「新型うつ」にはそのような薬は効かないそうです。

企業としては、従業員がうつ症状を訴えてきた場合に、「従来型うつ」なのか「新型うつ」なのかを見極め、対応していくことも重要となってきます。

任せていただく信頼に

しっかりお応えするのが

**CARREL の“使命”です。**

CARREL の6つの使命として

- ◇ 就業規則
- ◇ 人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 採用・教育研修
- ◇ 行政調査
- ◇ 各種助成金

を考えています。

これらのお悩みを解決させて頂くことが、貴社の成長に貢献できる近道だと思っております。

～お気軽にご相談下さい～

#### プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人材派遣会社へ入社。  
人材派遣会社では約10年間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に従事。現在は、社労士実務だけでなく、LEC 東京リーガルマインドにて社労士講座等の講師を担当。



## 8月の税務と労務の手続き

### 10日

- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

- ◇ 特例による源泉徴収税額の納付<1月~6月分>

[郵便局または銀行]

- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

### 31日

- ◇ 個人事業税の納付<第1期分>

[郵便局または銀行]

- ◇ 健保・厚年保険料の納付

[郵便局または銀行]

- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

[公共職業安定所]

## 2. 中小企業の育休取得促進に向けて

### ◆中小企業で育休取得は難しい？

育児休業の取得は大企業ではかなり浸透してきたものの、中小企業の中には「そんな余裕はない」という経営者も少なくありません。

育休取得には職場環境の整備等、いろいろと高いハードルがありますが、取組みを進めている中小企業もあります。

### ◆職場環境が大きく影響

各都道府県の労働局雇用均等室に寄せられる育児休業に関する相談は、2010年度の法改正で倍増したそうです。労働者からの相談で多いのが「育休取得による不利益な扱い」で、次いで「取得が認められない」です。

育児休業を取って復帰しようと思えるか否かは、職場環境が大きいです。従業員の「残業が多いと育休を取りにくく復帰しにくい」という声を反映し、残業は事前に「会社からの指示」「自らの判断」などと申請して許可を得る仕組みを導入したことで、取得率が30%以上になった会社もあるそうです。

また、子育て支援を図る「時差出勤」や「短時間勤務」などの柔軟な働き方は、中小企業のほうが臨機応変に導入できる利点もあります。

### ◆国も助成金を拡充して支援

近年、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現する環境作りを中小企業に求める動きが強まっています。

国でも中小企業の支援に力を入れており、社員100人以下の企業を対象として育休取得者1人目に70万円を支給する「中小企業子育て支援助成金」の予算は、2011年度は前年度比約13%増の36億円に増額されています。

中小企業での育休取得促進には、業務の見直しと働き方の改革がカギとなるのではないのでしょうか。

## 8月の花歳時記

### 【お盆】

お盆は、仏教の「盂蘭盆会（うらぼんえ）」を略したもので、語源は梵語の「ウランバナ」、地獄の責め苦から救うという意味があります。

餓鬼道に堕ちて苦しんでいる弟子の母を、お釈迦様供養して救うことができたという故事が始まりとされています。

地域によってお盆の時期は違いもありますが、

大きく分けて7月13日から行う地域と、8月13日から行う地域があり、7月または8月の13日から4日間に行なわれます。

13日に迎え火で死者を家に迎え、16日は送り火で死者を送ります。

花もその期間に届くようにしますが、多くはお盆の入りの前日12日にお届けすることが多いです。

